

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

# RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail [info@rikka.co.jp](mailto:info@rikka.co.jp)

水質汚濁に係る「人の健康の保護に関する環境基準」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」の基準値改正が告示され、トリクロロエチレンの基準値が改正されました。

## 【改正内容】

### ①対象物質

トリクロロエチレン

### ②基準値

新基準	0.01mg/L以下
旧基準	0.03mg/L以下

### ③公布および施行日

平成26年11月17日

水質汚濁防止法に関する各種水質分析についてのお問い合わせは  
下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士、城所 亨  
分析2課 池田博一、入野一人  
営業部 望月久彰

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

## 1. 改正概要

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条に基づき定められている水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準について27項目、地下水の水質汚濁に係る環境基準について28項目が定められています。

今回の改正は、平成23年4月にトリクロロエチレンの水道水質基準が0.03mg/Lから0.01mg/Lに強化されたことを反映したものです。

## 2. 環境基準とは

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、最終的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準です。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。

これは、人の健康等を維持するための最低限度ではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくとするものです。

また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいです。

現在、大気、水、土壌、騒音などで下記環境基準が定められています。

### 1) 大気

- ①大気汚染に係る環境基準
- ②有害大気汚染物質に係る環境基準

### 2) 騒音

- ①騒音に係る環境基準
- ②航空機騒音に係る環境基準
- ③新幹線鉄道騒音に係る環境基準

### 3) 土壌

- ①土壌の汚染に係る環境基準

### 4) ダイオキシン類

- ①ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準

### 5) 水質

- ①人の健康の保護に関する環境基準→今回改正
- ②生活環境の保全に関する環境基準
- ③地下水の水質汚濁に係る環境基準→今回改正

### 3. 改正後の環境基準

※印は今回の改正箇所です。

項 目	人の健康の保護に関する 環境基準	地下水の水質汚濁に係る 環境基準
カドミウム	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	—	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	—	0.04mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
<u>トリクロロエチレン</u>	<u>0.01mg/L以下(※)</u>	<u>0.01mg/L以下(※)</u>
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下	1mg/L以下
1-4ジオキサン	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下

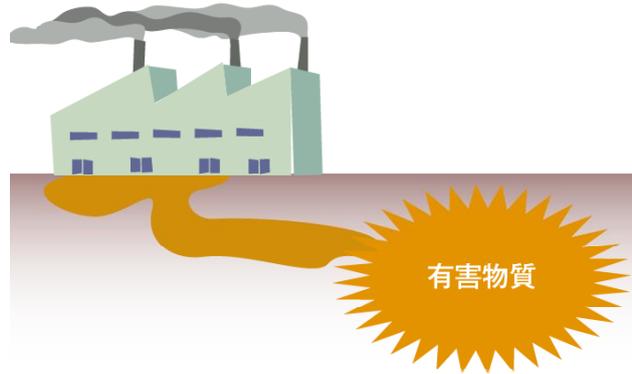
基準値は年間平均値です。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値となります。

# RIKKA TOPICS

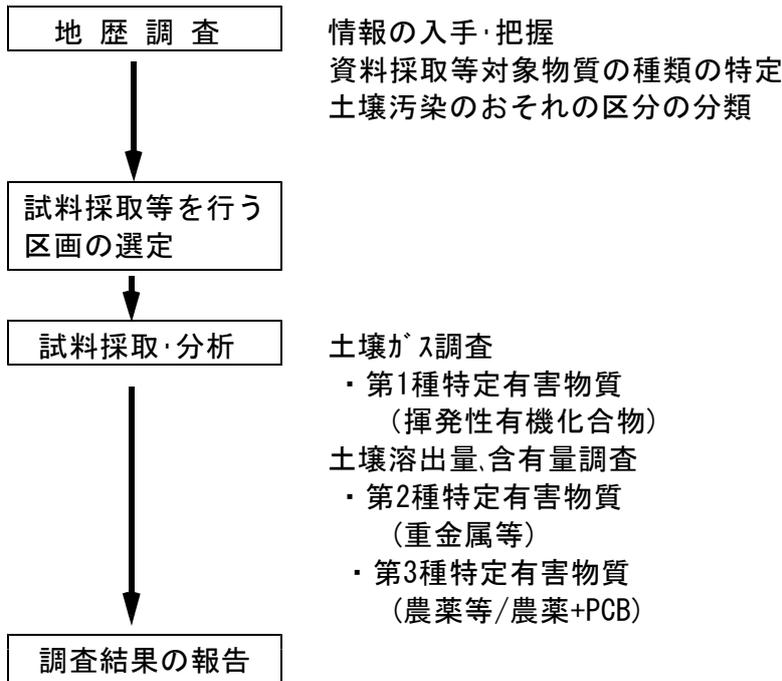
## 土壌汚染調査のご案内

土壌汚染による人の健康被害を防止することを目的に、平成15年に土壌汚染対策法が施行されました。

これら目的に沿った形で、土壌汚染調査は新たな企業経営リスクとしての側面を持ち始め、今や自治体の規制、不動産取引、金融機関の融資、ISO14001の取得、企業会計など多方面で取り上げられております。



### 土壌汚染調査の主な流れ



ボーリングによる試料採取

弊社は調査結果の信頼性を確保するため、法律に基づく土壌調査の可能な指定調査機関です。(指定番号 環2003-1-761)

土壌汚染調査についてのお問い合わせは下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士・入野一人 または 営業部 望月久彰  
立華株式会社 本社 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654